

令和 6 年第 10 回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年10月10日			
招集の場所	嘉麻市役所5階会議室			
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年10月10日 10時30分		開会宣言	縄田緑
	閉会 令和6年10月10日 11時15分		閉会宣言	縄田緑
付議案件	①議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について (1 件) ②議案第38号 農用地利用集積計画（案）の決定について (2 件) ③議案第39号 農用地利用配分計画（案）について (1 件) ④通知8号 農地法第18条第6項の規定による通知について (3 件)			
出席及び欠席	出席 11名		欠席 4名	
議事録署名委員	13番	中村由美	14番	縄田緑
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松尾典子	庶務係長	伊藤紀子
	主任主事	守上諄	主任主事	中川直音

農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	武 田 陽 一	○	9	田 中 久	○
	2	山 田 恵 子	○	10	松 尾 孝 嗣	×
	3	嶋 田 尋 美	×	11	品 原 勇 二	○
	4	田子森 富雄	○	12	井 手 勇	○
	5	中 嶋 誠	×	13	中 村 由 美	○
	6	藤 島 進	○	14	縄 田 緑	○
	7	添 田 實	○	15	縄 田 精 二	○
	8	山 崎 健 一	×			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
	口春	花 岡 善 明	○			

第 10 回嘉麻市農業委員会総会（令和 6 年 10 月 10 日）

事 務 局	会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。 本日の出欠状況をご報告いたします。 在任委員 15 名中、欠席者 3 番 嶋田委員、5 番 中嶋委員、8 番 山崎委員、10 番 松尾委員の 4 名であり過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、本総会は成立していますのでご報告いたします。
事 務 局	本日の資料の確認をさせていただきます。 事前に郵送しておりました令和 6 年第 10 回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料、本日お手元に配布しております農業委員と農地利用最適化推進委員を募集の 3 点です。ご確認をお願いいたします。
事 務 局	それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。
副 会 長	只今より、令和 6 年第 10 回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
事 務 局	続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。
会 場	【農業委員会憲章朗読】
事 務 局	ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。
会 長	【会長挨拶】
事 務 局	議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
議 長	それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？
会 場	【異議なしの声】
議 長	署名委員につきましては、13 番 中村委員と 14 番 縄田副会長にお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。 議案第 37 号を議題といたします。 事務局に説明をお願いします。
事 務 局	それでは、1 ページをお願いいたします。

事務局	議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和 6 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 今月は、農地法第 5 条関係におきまして、1 件の申請が出ております。 それでは、2 ページをお願いいたします。 農地法第 5 条関係審議表番号 1 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：畑 地積：469 m² 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (27 歳) 申請人譲渡人：〇〇郡〇〇町〇〇〇〇 〇丁目〇-〇 〇〇 〇〇 (73 歳) 転用目的：一般住宅 農地区分：第 2 種農地
事務局	この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より売買で取得し転用し、一般住宅として計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページに申請地図、3 ページに土地利用計画図、4 ページに平面図、5 ページに立面図、6 ～7 ページに造成計画縦横断面図を添付しております。以上でございます。
議長	只今、事務局の説明が終わりました。 審議番号 1 番について、地区担当：花岡推進委員に説明をお願いいたします。
花岡推進委員	山野・口春・樋渡地区担当の花岡です。当案件につきましては先日 10 月 2 日に経緯などについて聞き取りを行いました。現地は今日確認をさせていただきました。見ての通り周りは宅地ばかりで、こちらが畑から宅地に転用ということで、 地元につきましては今回の案件につきまして特別問題はないと認識しております。 ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？
会場	【なしの声あり】
議長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会場	【挙手】
議長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

		ここで推進委員の退席をお願いいたします。
議 長		続きまして、議案第 38 号を議題といたします。
事 務 局		それでは、3 ページをお願いいたします。 議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。 令和 6 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二
事 務 局		本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。 それでは 4 ページをお願いいたします。 （１）利用権設定が新規 1 件 4 筆 6,987.00 ㎡、更新なし 計 1 件 4 筆 6,987.00 ㎡ 利用権設定（中間管理事業）が 1 件 2 筆 2,482.00 ㎡ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議 よろしくをお願いいたします。以上でございます。
議 長		本案について、ご質問はございませんか？
会 場		【なしの声あり】
議 長		質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場		【挙手】
議 長		賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。
議 長		続きまして、議案第 39 号を議題といたします。
事 務 局		それでは、6 ページをお願いいたします。 議案第 39 号 農用地利用配分計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見 が求められているため審議に付する。 令和 6 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局	本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。それでは 7 ページをお願いいたします。 (1) 利用権設定(中間管理事業) 1 件 2 筆 2,482.00 m²
事務局	こちらは、先ほどの農用地利用集積計画(案)にありました 5 ページの中間管理事業の案件でございます。 経過措置により農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。
議長	本案について、ご質問はございませんか？
井手委員	井手と申します。中間管理機構に預けられるということで、賃借料が 24.15 k g ということで、これは管理機構と〇〇氏との合意なのか、その土地を借り受けて作る人との合意内容なのかその辺りの質問をしたいのですが。
事務局	井手委員の質問に回答させていただきます。中間管理事業と言いましても今回の場合は中間管理機構を通しての貸し借りということで、地権者と借受人との間で物納の賃借料の決定がなされている案件となっております。
議長	よろしいですか？
井手委員	要するに中間管理事業というのは間を通すだけということですか。売買についても。そういう理解でよろしいですか？
事務局	売買代金や賃借料に関しましては地権者と借受人との間で決定をしているという状態です。
議長	他にありますか？
藤島委員	前回の〇〇〇さんの利用権設定について言ったんですけれども、〇〇の私の地区にも利用権設定しています。作業効率が悪いわけです。だんだん作らなくなって今年の農地パトロールでは、まだ 2 年経ってないくらいだから出さなかったわけですが、8 月に荒廃地化しているから管理をしてくださいということを言ったら、はい、しますと言っていました。まだしていない。利用権設定した農地をほったらかしにして、またこうやって増やしている。こんなに増やして農業委員会の方から言ったりできるかということですよ。農業委員会は利用効率の悪いところをほったらかしている土地があっても増やしているのという行為をどう考えるかということですよ。
事務局	農業委員会として、どう考えるのかということですが、適切でないということで不許可にすることも可能かなと思いますが、以前から武田委員からも不適切管理のところに利

用権設定を許可していいのかということを描されていますが、やはりそうならないように委員さんや推進委員さんから事務局からそこをきちんとしないと許可がおりませんよということの注意喚起をしていく。
今担い手の方が少ないですからそうならないように指導していくことが大事なかと考えています。

田 中 委 員 田中です。今言われて思うのが、農業委員や推進委員が注意をと言っても、いいものか悪いものか、言えなかったわけですから私のところも。耕作管理できないところをだれが言うのか。農事区長が言うのか。

武 田 委 員 うちも大隈地区、管理されないところっていうのがあって、直接言っている。私も農業委員会に入って、ずっとその話しているけれども一切相手してくれないこの農業委員会は。それはおかしいと思いませんか？その方法を考える場でもあるし、進めていく場でもあると思うんですけど、議長。
そういう意見を2年前始まってからずっと言っています、局長が言われているように。それに関して放置状態。まして、なぜか私がここで話していることが本人の耳に入っている。その時だけ管理する。この頃も従業員の方に対処しなさいと。
農地をみんな守っているのに、なんであなたはできないの？
つながりがあったりするかもしれないけれど、そこはちゃんとしないと。担い手作っていきましようって言うけれど、後から作っていく人に適当でいいよって教えているみたいなもの。だから今まで作ってきた人もきちんとしてきたから担い手もきちんとしていかなければいけないという体制を作っていくときれいにならない。農事区長は無理と思います。

事 務 局 武田委員の貴重なご意見ありがとうございます。
事務局側としても指導方針がご提案できていないということは大変申し訳なく思っております。耕作者がどんどん広げていくに従って、手が足りなくなってきた、耕作条件の悪いところっていうのが置き去りになっていくというのは確かに多く見受けられます。
一つの方法といたしまして、耕作者の方に指導もしますが、耕作者の手がまわってなくて地元のところで荒れてきているのであれば、耕作者と解約していただいて、管理ができる耕作者と契約を結びなおしていくということを地権者の方にお話ししていただくというのも一つの手段かなと思います。

田 中 委 員 今、新規就農者に補助金をあげています。あれ無駄ではないかと。150 万もらえば管理せないかと思う。それを何もできないのにお金だけもらって、3 年か 5 年かその時になったらやめますといって、やめてしまうのではないかと。

事 務 局 新規就農者の経営開始資金のことだと思いますが、農政係の方が窓口になっておりますけれども、新規就農者の就農状況を毎年報告を提出してもらうことになっています。実際の圃場の方も苦情が出ているのは、新規就農者に対して〇〇で 1 件管理が悪いとい

		ったところでお話いただき、そちらに確認に行きました。新規就農者はお金をいただいているのできちんと就農するようにという指導を農政の事務局と普及センター・農協も指導に関わりますので、その際はお話いただければと思います。
添 田 委 員		今のことに関連して、〇〇地区も５年も１０年も放棄している田がある。放棄田が。パトロールの時にチェックはしていますが、あとは農業委員会が文書かなにかで通達しているんですが、その通達にも物らない。何もしない。どうしたらいいんですか。どうしようもないです、はっきり言って。〇〇全体にたくさんあると思うんですが、それはどのようにしていったらいいんでしょうか？農業委員会の仕事か分かりませんが、どうしていったらいいんでしょうか。深く入っていくと嫌なことと言われるし、農業委員会の文書に任せている。言葉でいえば簡単ですが、実際はちがう。その辺りをどうしていくかが問題と思うので、それも検討してもらいたい。
事 務 局		添田委員が言われるように、〇〇地区にたくさんあるということですが一番大きなところは〇〇の交差点のところの放棄田のことだと思います。入口がないとか条件が悪くてずっと昔に地権者の方から借り受けてくれる人がいないかとか相談があったりしましたが、いろんなところにお声がけしても耕作者が見つからず、そのまま５、６年耕作されていないところになります。 〇〇が農業振興地域ではありませんので、耕作者がいないということで非農地判断をするということも可能ではあるんですが、非農地判断をすると乱開発といったことも考えられますので、地権者の方には改めて意向確認と、あそこまで荒れてしまうと低木もあって、元に戻すのにかなりの費用がかかってくるということになりますので、地権者の方と話し合いを進めていくしか手はないかなと思っております。
議 長		採決に入りたいと思います。 本案については意見を求められている案件ですので異議なしということでよろしいでしょうか？
会 場		【異議なし】
議 長		本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。
添 田 委 員		先ほど〇〇〇〇前の放棄田のことについて話しましたが、去年から〇〇全体で〇〇〇〇店の裏側全体が放棄田になる。作らないという話がありましたので。それから〇〇〇〇前の土地も作らせてくださいという話もあったんですが、本人が貸さないと。その後は誰も借り手がなくて、今の状況になっている。〇〇の内側のほうに入っていくと去年から放棄田がかなり出てきている。そこあたりも通達を出してもらわないと。
議 長		農地パトロール等でそれが出てきていれば、通達の案内がいくと思いますので。
議 長		続きまして、通知第８号を議題といたします。

事務局	それでは、8 ページをお願いいたします。 通知第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和 6 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 今月は 3 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており、9 ページに報告書を添付しております。以上でございます
議長	最後に、会議次第 5 番、その他に入らせていただきます。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	前回の総会時に井手委員よりご質問がありました農地の畔等の整備に関して、要望時の市窓口についてでございますが、農林振興課の農地整備係が窓口となりますのでご報告いたします。 クールビズについてでございますが、今月 31 日までとなっておりますのでお知らせいたします。 次にお手元にお配りしておりますチラシでございますが、来年度からの農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集についてでございます。11 月号の広報に掲載を予定しており、順次、各支所での窓口配布や HP での掲載を予定しております。 次に次回総会の日程についてでございますが、11 月 8 日（金）10：30～となっております。 また、農地利用状況調査（農地パトロール）推進会議の開催を明日、10 月 11 日に開催いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。 以上でございます。
議長	委員さんの方からは、何かございませんか？
井手委員	このチラシで農業委員と農地利用最適化推進委員と農地パトロールするのに地域の補助員という方が見えていますが、その方に聞いたら 3 年任期ということで年に 1 回ということでも位置づけがいると思うんですが。
武田委員	農事区で出ていないですか？
井手委員	地域の方、私のところは 3 地区あるので、農業委員と推進委員と山野地区が広いのでその方によく知っている方に加わってもらって一緒に農地パトロールしています。 その人には日当というか費用をされていると思うんですが、こういうのにあがってこないから。
武田委員	うちは農事区から手当を出しています。

井手委員	農事区からですか？市から出てないんですか？
事務局	今回、農業委員と最適化推進委員の募集ということで農地パトロールの協力員さんの位置づけということですが、今のチラシの農業委員さんは地域性を持ちません。最適化推進委員は裏面にありますように、山田地区、稲築地区など地域を指定して、委嘱しています。今 20 地区に分かれているんですけども推進委員さんが基本的に地域性を持っておりますので、農地パトロールの主導というのは最適化推進委員さんにしていただくことになります。地域性をもっていない農業委員さんも担当区域を振り分けるのではなく、その事情に詳しいということでご自分の居住地に入っていていただいております。振り分けをした上で 20 地区を農地パトロールをするのにだいたい 4 人程度でまわっていただくことにしておりますので、農業委員さんと推進委員さんで合わせて 3 名いる場合は協力員さんは 1 名。推進委員さんが 1 名しかいないということは協力員さんが 3 名。協力員さんも住所地に近いところと詳しくないところというのがありますのでその際は農事区長にご相談させていただいて詳しくないところをカバーできるように協力員を 3 名。4 名体制でできるような農地パトロール協力員実施規程がございます。日当に関しては、その他の委員というところで嘉麻市の報酬条例がありますので、一日あたり 4600 円。
武田委員	出てるんですか？では、うちは二重で支払っているということですか？
事務局	農事区で出ているということをごちらが把握しておりませんので。 出席していただいた場合、日額で報償費ということでお支払いいたしております。
井手委員	事務局の方で配慮されているということですね？
事務局	事務局の実施規程の中で日額 4600 円を支払うということになっております。 農業委員さん推進委員さんに関しては、そちらの報償費ではなく活動日誌に記載いただいて、活動費の上乗せ報酬として年度末にお支払いしております。
山田委員	広報委員をしているんですが、次回広報はいつくらいになりますか？
議長	12 月か 1 月を目処にしたいと考えております。秋が終わったらできるだけ早く広報委員会をしたいといったところです。
山田委員	今年度は視察研修はありますでしょうか？
事務局	今年度の視察研修のご質問ですが、昨年のように 12 月開催を考えておりましたけれど、1 月に毎年っております福岡県の研修大会が開催予定になっておりまして、事務局といたしましては、今年度が 3 年間の委員さんの最後の年になりますので、2 月の末に解散会を兼ねて視察研修先を検討しておりますが、こちらはあくまで事務局案

ですので、委員さんの方から時期や場所等についてのご意見ありましたら検討いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 現在、地域計画に取り組んでいますが、内容や進め方について他の農業委員さんなどに質問や意見がある方はいらっしゃいませんか？

武 田 委 員 会議や総会で、最初に藤島さん、田中さんに言われて問題点出されました。それ話終わらないままで、それをどうするか行政にふっても、行政は対処できない。農業委員会事務局が考えて決めることじゃなくて、農業委員が決めること。どうしたらいいか。そういうことがここ３年一切決まっていない。やるつもりがない。行政に全部ふっても行政は対処できない。各地域、添田委員が言われたみたいに農地パトロールでもやるけれど前に進まない。誰が考えるんですか？農事区長会は嘉麻市全域で来られるけど、そこでそういった話はない。農業委員会だったら問題点などいろんな話が出てくる、本来そこでどうしたらいいかという話をするべきだと思う。広報の話も出ましたが１２月出すということですが、何を出しますか？

議 長 今の件に関しては私の不徳の致すところで進んでいないところもあります。ただ、一つの地域で一つの方向で進んでいくということにはならないと思います。地域性があって、地域の中での進め方もいろいろあると思います。絶対にこれという方向性は出せないかもしれないけれど、いろんな話を聞いて進めていくことも大事。進めきれず私の不徳の致すところで申し訳ありません。今後検討進めていけるようなかたちで会議を開いていきたいと。みなさんの方でどうしたらいいか意見があったら話していただきたいと思います。

事 務 局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

13 番委員

14 番委員